

「雲仙市一人暮らし高齢者見守り支援事業」のご案内



○一人暮らし高齢者見守り支援事業とは？

一人暮らしで見守りが必要な高齢者に対して、ICT（情報通信技術）を活用して、高齢者の安否確認等の見守りができる機器を導入する場合に、機器の設置費用や購入費等の初期費用を助成します。

○助成の対象になる人

市内に住所を有する65歳以上の方で、次の全てに当てはまる方が対象となります。

- (1) 一人暮らしであること。
- (2) 安否確認を必要とする別居の家族等がいること。
- (3) 雲仙市緊急通報装置貸与事業の緊急通報装置の貸与の決定を受けていないこと。
- (4) 見守り機器を継続して使用する意思があること。
- (5) 過去に本事業による交付を受けていないこと。

※次のような場合は対象になりません。

- ・助成対象者が入院していたり、施設に入所したりしている場合。
- ・申請する人が雲仙市税の滞納がある場合。

○対象になる機器

- (1) 無線センサーや無線通信機を内蔵した安否確認ができる機器及び附属機器一式
- (2) 電気等の使用状況により安否確認ができる機器

○助成額

上限7,000円まで ※対象者1人につき1回のみ助成です。

○申請の流れ

申請	<p>下記のすべての書類を揃えて提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none">① 一人暮らし高齢者見守り支援システム導入費助成金交付申請書② 見積書③ カタログ等のシステムの種類、形状、性能等が確認できる資料④ 申請者の雲仙市税の滞納がない証明書。(自己負担 300 円) 雲仙市税の滞納がないことを税担当課に照会することに同意する場合は、「雲仙市税(国保税含む)の滞納がない誓約及び調査同意書」を提出ください。(自己負担はありません) <p>※申請書類は、千々石庁舎 福祉課、吾妻庁舎 総合窓口課、総合支所 地域振興課にございます。ホームページからもダウンロードできます。</p>
決定	福祉課から一人暮らし高齢者見守り支援システム導入費助成金交付決定(却下)通知書を送付します。
購入	決定通知が届きましたら、対象機器を購入ください。
請求	<p>下記のすべての書類を揃えて提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none">① 一人暮らし高齢者見守り支援システム導入費助成金交付請求書② 業者から発行された領収書の写し③ 振込を行う通帳(申請をされた方の名義の通帳) ※振込先のわかる部分を窓口にてコピーさせていただきます。
支払	福祉課が請求内容を精査し、ご指定の口座へ振り込みます。 (請求書受理から2週間程度で振込みます。)

必ずシステム機器を購入やレンタルする前に申請ください！！

購入後に申請をされても該当になりませんので、ご注意ください。

[お問合せ先]

詳細については、下記までお問合せください。

雲仙市福祉事務所 福祉課総務高齢班 ☎ 0957-47-7871